令和7年度
行田市朝のこどもの居場所づくり事業
利用案内

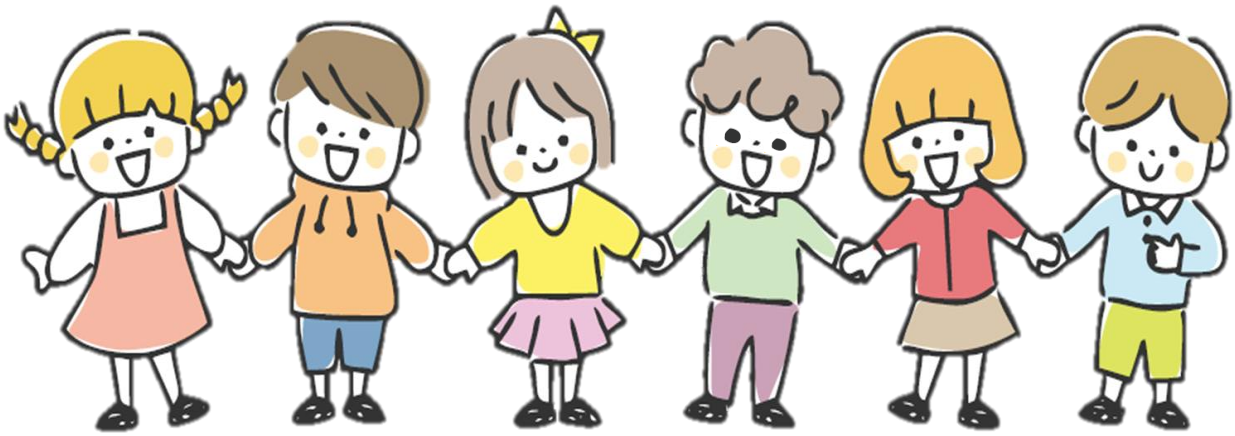

行　田　市

健康福祉部子ども未来課

令和7年7月

朝のこどもの居場所づくり事業とは？

朝のこどもの居場所づくり事業とは、保護者が仕事で朝早く自宅を出る家庭のために、小学校の登校開始前に学校施設などを利用して、児童が安全にそして安心して過ごすことができる場所を提供することで、保護者の就業と子育ての両立を支援する事業です。

◆　保護者のこんな心配、解決できます　◆

1．　朝、こどもが一人で自宅にいる時間が心配。

2．　学校へ行くのに忘れ物をしていないか心配。

3．　こどもが自宅を出るときに施錠をしたか心配。

4．　ちゃんと、学校に行っているか心配。

1　事業の利用にあたって

（1）この事業は保護者の就労のために、朝の時間帯に見守りが必要な児童が対象です。
（2）保護者が児童と一緒に実施場所までお越しいただき、見守り員に引き渡していただく必要があります。
（3）この事業は保育や教育を提供するものではありません。

2　事業の趣旨

こどもの小学校入学に際して保育所の預かり開始時間と小学校の登校時間の差により、保護者が仕事等を変更せざるを得ない状況になる、いわゆる「朝の小1の壁」に対応するため、平日の朝に小学校等でこどもを預かる「朝のこどもの居場所づくり事業」について、埼玉県の「朝の子どもの居場所づくりモデル事業」として実施するものです。

3　利用要件

利用するには、以下のいずれの要件にも該当する必要があります。

※ただし、（2）の就労要件以外でこの事業を利用したい場合は、別途、市役所へお問い合わせください。

（1）忍小学校に在籍する小学1年生及びその兄姉。
（2）保護者の就労により、学校の登校班による登校、又はスクールバスでの登校が困難な児童。

4　実施内容

（1）実施学校　　忍小学校
（2）実施場所　　忍第一学童保育室（忍小学校校舎1階）
　　※見守り員2名が児童を見守ります。
（3）実施時間　　午前7時から午前8時
（4）実施期間　　令和7年9月1日から令和8年3月31日
（5）実施日　　月曜日から金曜日まで（学校がある平日）
　　※長期休業期間中、土日、祝日等は実施しません。

(6)対象児童　　忍小学校在籍の1年生及びその兄姉
(7)利用料金　　1人1回 100 円(利用時に現金で支払い)
(8)定員　　37人
※定員を超過する場合は、1年生を優先します。

5　実施場所での児童の過ごし方

児童は読書や自習など、室内で静かに過ごしていただきます。
※食事は不可、ただし、水分補給(水筒持参)は可能です。
※見守り員は、学習支援は行いません。
※ボール遊びやおいかけっこなどの運動は禁止です。

6　利用するには(利用申請方法)

(1)「行田市朝のこどもの居場所づくり事業利用申請書」と「就労証明書」を市役所へ提出してください。

> 注1　兄姉分の申請は、1年生分とは別に提出してください。
> 注2　就労証明書は、同一敷地内の別世帯の方の分も含めて、全員分を提出してください。
> 注3　就労証明書は、事業主が記入するものです。

(2)提出期間　令和7年7月9日(水)～7月28日(月)17時まで

(3)提出方法

以下の①行田市電子申請・届出サービスか②持参のいずれかの方法で提出してください。

①行田市電子申請・届出サービスでの提出

下のQRコードを読み込んでいただき、入力フォームから必要事項を入力してください。就労証明書も写真や PDF などの画像を添付してください。

QRコード　⇒

②持参での提出

行田市役所　子ども未来課（5番窓口）まで

住所　行田市本丸 2-5

電話　048-556-1111（内線 262）

（4）申請書及び就労証明書の配架場所

①この利用案内に添付しています。（兄姉分はコピーをお願いします。）

②行田市役所子ども未来課に配架しています。

③行田市のホームページからダウンロードできます。

市ホームページQRコード　⇒

7　申請書等を提出後、利用までの流れ

①申請書等提出　申請書、就労証明書を市役所へ提出します。

❯

②利用決定（却下、保留）通知　市役所での審査後、通知が届きます。（審査には、2週間程度を要します。）

※利用決定・・・審査の結果、利用できます。利用方法等の詳細がわかる資料を同封します。
※利用却下・・・審査の結果、利用できません。
※利用保留・・・申請者多数により、定員を超過したため、利用待機（順番待ち）です。

❯

③利用日報告書　利用決定者は、同封の利用日報告書を市役所まで提出してください（詳細は決定通知に記載）。
※その後の利用日報告については、必要に応じて、施設の見守り員へ提出してください。

❯

④通学班の連絡　通学班の今後の利用について、関係者（各地区子ども会育成会長など）に確実に連絡する。

❯

⑤利用開始　朝のこどもの居場所を利用する。

8　実際の利用の流れ

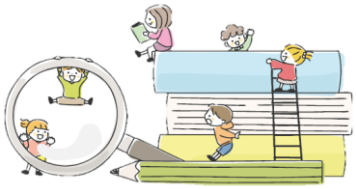

利用前日

・利用料1人100円準備（現金）

・利用日の通学班の利用について、班長等へ連絡
※通学班を利用しない児童は不要

・利用日の学校と朝の居場所の準備

利用当日

・朝食を自宅でとり、学校と朝の居場所への出発準備

・児童を実施場所へ連れて行く
※予定外の利用の場合は、当日見守り員に伝える

・児童を見守り員へ引き渡し及び利用料の支払い

・児童は、施設内で読書や自習などをして過ごす

登　校

・他の児童の登校時間に合わせて校舎内を通って教室へ向う

欠席する場合は、学校との連絡とは別に、実施場所まで連絡ください。
【電話番号：048-556-1139】

＜電話対応時間の目安＞
・午前　　午前6時45分から午前8時15分頃まで
・午後　　午後1時00分から午後7時00分頃まで
※日中や深夜など、電話に出れない場合は、留守番電話に変わりますので、児童名と内容の録音をお願いします。

9　施設図(忍小学校)

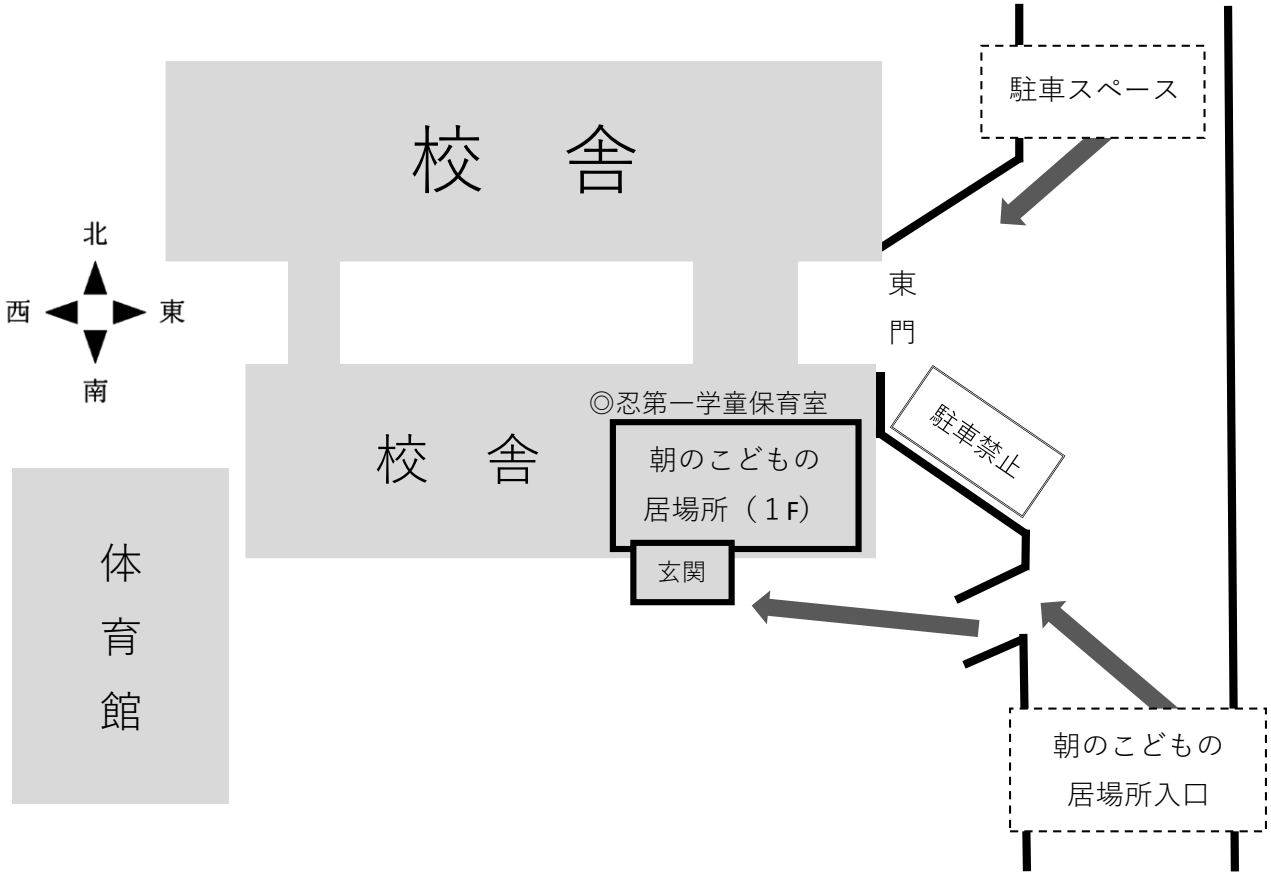

10　確認事項

以下の内容については、必ずご一読ください。

(1)本事業は、見守り員による児童の見守りを行うものであり、児童への教育又は保育を行うものではありません。
(2)保護者の方が児童に付き添い、実施場所の見守り員へ児童を引き渡してください。
(3)路上駐車は、おやめください。
(4)児童の様子を学校と共有させていただきます。
(5)体調の悪い日の利用は、お控えください。
(6)欠席する場合は、学校への連絡とは別に連絡をお願いします。
(7)実施場所内での飲食はできません(水分補給は、除く。)。
(8)児童がケガをした場合は、簡単な応急処置を行いますが、ケガの状況によりお迎え又は医療機関への受診をお願いすることがあります。この場合において、緊急を要する場合は、救急要請を行います。

(9)ケガ等の緊急時は、医療機関等と情報を共有させていただくことがあります。
(10)児童が故意に施設、備品等を破損した場合は、保護者の方に相応の弁償又は同等物の補償をしていただきます。
(11)利用児童又は保護者が見守り員の指示に従わない、ルールが守れない、迷惑行為等があった場合は、利用を控えていただく、又は利用を制限する場合があります。
(12)利用児童に関する情報を運営法人及び実施小学校に共有させていただきます。
(13)就労状況又は申請内容に変更が生じた場合は、速やかに行田市朝のこどもの居場所づくり事業申請内容変更届(様式第4号)を提出してください。

11　お問い合わせ先

【朝のこどもの居場所】
忍第一学童保育室(忍小学校内)
住　所:　行田市本丸7－20
電　話:　048－556－1139
※電話対応時間の目安
午前6時45分から午前8時15分頃まで
午後1時00分から午後7時00分頃まで
FAX:　048－556－1139

【行田市役所】
健康福祉部子ども未来課
住　所:　行田市本丸2－5
電　話:　048－556－1111(内線293)
FAX:　048－556－3551
メール:　kodomo@city.gyoda.lg.jp